

高石市教育委員会定例会会議録

(令和5年3月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和5年3月15日 午後3時00分
閉 会	令和5年3月15日 午後3時50分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 村 田 佳 一 教育部次長兼 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 教育部次長兼 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 綾 井 康 浩 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 原 敦 史 学校教育課 教育研究センター所長 : 阪 口 敏 基 こども家庭課長 : 吉 村 あかね 子 育 て 支 援 課 長 : 阪 上 徹 教 育 総 務 課 : 中 阪 三 明

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 議案第1号 令和5年度教育基本方針について

次長兼 学校教育課長	<p>議案第1号、「令和5年度教育基本方針について」説明します。</p> <p>本議案については、主な変更点について3課にまたがったの説明となります。</p> <p>学校教育課からは、基本方針と学校教育のページについて説明します。</p> <p>まず、全体的なことですが、新型コロナウイルス感染症に係る記述について、大幅に削減しています。例えば、1ページの基本方針の一番下あたりに新型コロナウイルス関連文言を記載していましたが、令和5年度版では削除しています。これは、5月8日に2類から5類への変更に伴うもので、このページ以降についても、新型コロナウイルス関連は大幅に削減しています。</p> <p>それでは、個別に説明していきます。</p> <p>まず、基本方針の2ページの上から8行目のところで、学習の基盤となる言語能力の育成や情報活用能力等をすべての教科等で育成する</p>
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ことと文言の変更をしています。これは、本市の今年の全国学力学習状況調査の結果、また、各校の課題を踏まえ、言語活動、言語能力というところをしっかりと定義しました。</p> <p>次に、「1. 信頼される学校づくり」と「2. 中学校区を単位とする連携教育の推進」については、大きな変更はありません。</p> <p>次に、「3. 教職員の資質と指導力の向上」において、14 ページに(15)とし、来年度から教員免許更新制に代わって始まる教員の研修受講履歴を把握していく事業の内容について、メモ的に追記しています。</p> <p>「4. 学力の向上」については、大きな変更はありません。</p> <p>「5. 人権教育・道徳教育の充実」において、25 ページの下から10 行目に、インターネット上の様々な人権侵害や偏見、差別について、児童・生徒が被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、人権教育や情報モラル教育を通して、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を養っていくことについて追記しています。これまでも生徒指導の項目で、情報モラル教育に際して、このネット上の人権侵害指導について触れていましたけれども、やはり人権の観点からも必要であるということで記載しています。</p> <p>次に、33 ページの「6. 支援教育の充実」の2 段落目の2 行目から教育的ニーズに応じた指導を適切に運用できるよう、多様な学びの場の充実及び学びの場の変更を図ることが大切であることについての文言を追記しています。</p> <p>次に、44 ページの(3)の②の最後に、教育支援センター(適応指導教室)等と連携し、教育機会の確保を図るとともにICTを活用した学力保障についても研究を進めることという文言を追記しています。これは、総合教育会議にも話が出た次年度からの校内における研究支援ルームの設置等について、こういった学習保障を研究するという観点から追記しています。</p> <p>次に、「8. 健康教育・安全教育の推進」において、51 ページの(1)の③で、運動部活動の地域移行に関する文言を追記しています。これも本年度から課題があるところで、次年度もしっかり取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>「9. 就学前教育の充実」については、特に大きな変更はありません。</p> <p>教育基本方針の学校教育課からの説明は以上となります。</p>
次長兼 社会教育課長	<p>令和5年度の教育基本方針における社会教育分野について、説明します。</p> <p>概ね、令和4年度の高石市教育基本方針を踏襲した形で記載していますが、72 ページの「7. スポーツの普及振興」において、令和4年度に完成した高師浜総合運動施設のスケートボード場の活性化など、施設の充実を図り、さらなるスポーツ振興を図る旨を追記しています。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課に関する部分については、前年度と変更がありません。</p>
西中委員	<p>何点かお尋ねしたいんですが、基本方針でコロナ対応を大幅に削減されたということは妥当ではないかと思いますが、特に基本方針に本年度の反省を踏まえて、特に変更されたという点がありますか。</p> <p>というのは、今、いじめ対策、情報先端技術等の活用、図書館等の活用等が大きな柱になっていると思いますが、このキャリア教育というのは、今回初めて基本方針として入ってきており、大きな柱になっているので、基本方針の柱が変更になったのかなと思います、その点につ</p>

	<p>いてお尋ねします。</p>
<p>次長兼 学校教育課長</p>	<p>委員ご指摘のとおりコロナ関連については、大幅に変更しました。今回、教育基本方針全体の根本的な変更ということはしていません。</p> <p>ただ、現状、例えば学力の課題であったりとか、キャリア教育であったりとか、現在進めているものにきっちり対応した内容としています。これまで、総合教育会議や教育委員会定例会の中で説明させていただいた不登校対策や読解力を向上させるためのワークシートの活用、そういったものについてしっかり反映させています。</p> <p>また、4月以降、教職員に対してもこちらの内容を確実に周知していきたいと考えています。</p> <p>それから、キャリア教育については、従来から対応はしているものですが、キャリアパスポートというものの活用が3年ほど前から進めていまして、小学校から中学校に引き継いだ状態で活動が非常にスムーズにできるようになってきましたので、そういったものについて記載しています。</p>
<p>西中委員</p>	<p>それから、もう一つ、「3. 教職員の資質と指導力の向上」の(15)のところで、令和5年度から研修受講履歴の記録が開始されることを踏まえ、管理職は、研修の受講奨励を教員に行うことができるが、その際、人事評価に直接反映することのないよう留意することと記載されていますが、これは、研修の量の多寡そのものを云々と書いているので、たくさん行っても効果のないものを評価したらいけないということでわざわざ書いているわけですか。</p>
<p>次長兼 学校教育課長</p>	<p>この研修受講履歴の記録というのは、教員免許の更新制が昨年7月で終了という形になり、それに代わる教職員の資質向上という面について、こういった形で教職員の資質向上を図るのかということ、文部科学省から出てきたことです。これは、先生方がどんな研修を受けたかを記録していくということだけになります。</p> <p>例えば、大阪府教育委員会が主催の研修であれば、大阪府教育委員会が、市教育委員会の主催の研修会であれば、市の教育委員会が、校内研修であれば管理職がそれぞれ責任を持って参加者の記録をしていくことになります。また、先生方が個別に探してきた研修であれば、それぞれが個人で記録をしていくことになります。</p> <p>制度としては、5年度は移行期間で、6年度から文部科学省のシステムに全国的に参加することになり、その一本化されたシステムで記録していくことになります。5年度については、試行実施ということで、まずは記録をしっかりしていきましょうということですが、では、記録してそれをどうするのかということ、これは、受講の奨励ということがこの制度の解説の中に言葉が出ており、例えば、この先生はこの研修に全然参加してないから、もっとこれを受けなさいという職務命令というのはできませんが、例として挙げられているのは、評価育成システムというのがあり、その評価育成面談の中で、先生からどのような研修を行って、どのように自分で資質を向上させようとしているのかといった話の中で、こういう研修を受けたらということを管理職から推奨できる。そういうふうを活用するという前提でこのシステムが出来ています。これは管理職と教職員が1対1で話をする場面になると、どうしてもこの評価育成システムのその面談の中ということになってしまいますので、それがあなたは多いから高い評価をつける、あなたは少ないから低い評価をするというふうに直結させてはいけませんが、この育成の中での研修の履歴を活用して、育成に資するようにということが趣旨です。</p>

西中委員	<p>研修履歴は、単年度でなくて経年で、令和5年度からずっと続いていくわけですね、教員が退職するまで。そういうものですか。</p> <p>この文章では、その多寡で単純に評価したらいけないけれども、研修に多く参加している者が評価が高いという評価はしてはいけないということになるのですか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>まず、記録については、ずっと残っていくという形になります。</p> <p>それと評価してはいけないかということですが、例えば年度当初に設定するとき、これだけ研修に行きたいと考えていますということでしたら、それは当然その教員の目標ですので、それだけ研修に行くということは頑張れと、そこは評価してあげてもいいと思っています。ただ、例えば授業とかを見て、能力的なものとかで助言したいことがあるけれども、そのときに、これはこの研修が足りないからとか、そういうふうに断定的に物申すのではなくて、あくまでもこういう研修をやったらどうかなという推奨で使うようにということ来ています。</p>
吉村委員	これは全員義務なんですか。それとも、参加は自由なんですか。
次長兼 学校教育課長	教育免許更新制の代わりになるものですので、全員参加になります。
吉村委員	更新制の代わりということは、5年間に何単位取ったらとか、そういうふうなことですか。
次長兼 学校教育課長	研修を受講した多寡がどうこうということになっておりませんので、これはあくまでも教職員の受ける研修の数、研修のジャンルとかを把握して、研修奨励を行うためだけです。単位とかそういうふうな取り扱いになるものではありません。
吉村委員	というのは、単位が足りない人が後半に休んだりというそういう期間が出てくるので、そういうのではなかったらいいと思います。
西村委員	そもそもの疑問なんですけど、研修を積極的に受けることはすごく大事だと思いますけれども、今すごく先生方の負担が大きくて、研修を受けることのできる環境とか、時間とかあるのかなというのがお話を聞いていて心配になったんですが、その点はどうなのでしょう。
次長兼 学校教育課長	<p>研修については、これまでも本市の教職員、多くの研修を受けています。もちろん研修以外の担当者会とかそういった会議に出ることも多くはなっていますけれども、研修の機会も多く設定している状態です。市全体の教職員の状況を把握している者からすると、さらに増やさなければならぬというふうに思っていたかなくとも、まずは現状しっかりと受けていただき、あとは、どういう選び方をしているのか、自分の考えではこういう選び方をしているけれども、第三者的に管理職から見たときに、それもいいけれども、こういうことをやってみてもいいんじゃないかというような助言をいただけるということでは、増やすというよりは、そういう方向性の奨励をしてもらい、相談に乗れるようなシステムになればと考えています。</p>
採決	可決

・ 議案第2号 高石市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程の制定
について

子育て支援課長	<p>議案第2号、「高石市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程の制定について」説明とします。</p> <p>本議案は、高石市母子通園事業実施要綱を高石市親子通園事業実施要綱に改正したことに伴い、4ページの新旧対照表に記載のとおり</p>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	「母子通園事業に関すること」を「親子通園事業に関すること」に改正するものです。 なお、施行日は公布の日からとしています。
採決	可決

・ 議案第 3 号 高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

次長兼 学校教育課長	<p>議案第 3 号、「高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。</p> <p>本議案は、「再任用短時間勤務職員」が「定年前再任用短時間勤務職員」に名称変更されたことに伴い、7 ページの新旧対照表に記載のとおりした改正するものです。今回の改定については、名称の変更のみで、再任用に係る給与体系など特に変更はありません。</p> <p>今後、順次 65 歳まで定年が延長されますが、65 歳以前でも退職をされた先生方が 65 歳まで再任用を希望される方もいまして、その中で本市の規則の中にも府費負担教職員ではありますが、規則の中で再任用短時間勤務職員の定めをしていましたので、フルタイムではなく、短時間で再任用を希望される方を対象とした制度で、この名称変更となっております。</p>
西中委員	再任用短時間から定年前再任用短時間と名称変更という話ですが、この再任用というのは、定年前だけに再任用が認められているわけですか。定年後は、再任用は認められていないのですか。
次長兼 学校教育課長	<p>現在、今年度末の退職の教職員までは、60 歳の定年になっております。次年度から順次 61 歳、62 歳、63 歳と定められた移行のペースで、定年そのものが延びていくこととなります。</p> <p>今回のこの定年前再任用短時間勤務職員というのは、60 歳を過ぎて、その後、例えば 61 歳、62 歳、63 歳と勤めることができますが、その期間内、定年までに退職され、再任用を希望される方を定年前再任用職員といいます。例えば、今年 60 歳の方は、定年は 60 歳ですけれども、65 歳まで再任用制度は残ります。61 歳の定年の方も、62 歳の年から 65 歳まで再任用で残ることができます。その方々のことは暫定再任用教職員といい、説明は漏れましたが、6 ページの附則のところ、その経過措置の期間の方々は 65 歳まで勤めることができますが、定年以降については、暫定再任用となりますので、附則の第 2 条に「暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。」となっております。</p>
西中委員	よく分かりました。私がお尋ねしたのは、定年、例えば 65 歳定年となった後、再任用というのは認められているのですか。
次長兼 学校教育課長	あくまでもこの再任用制度は、65 歳までになっております。ただ、定年が 65 歳になったとしても、再任用の上限は 65 歳までとなっております。
採決	可決

・ 議案第 4 号 高石市スポーツ推進委員の委嘱について

次長兼 社会教育課長	<p>議案第 4 号、「高石市スポーツ推進委員の委嘱について」説明します。</p> <p>本議案は、スポーツ基本法第 32 条及び高石市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、任期満了に伴い、9 ペ</p>
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ージの委嘱者名簿のとおり、高石市スポーツ推進委員の委嘱をお願いします。いずれの方も社会的人望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する方々で、スポーツ推進委員として適任です。</p> <p>なお、委嘱日については、令和5年4月1日、任期については、令和7年3月31日までとなります。</p>
採決	可決

・議案第5号 高石市社会教育委員の委嘱について

次長兼 社会教育課長	<p>議案第5号、「高石市社会教育委員の委嘱について」説明します。</p> <p>本議案は、社会教育法第15条第2項及び高石市社会教育委員条例第2条の規定に基づき、任期満了に伴い、11ページの委嘱者名簿のとおり、委嘱をお願いします。いずれの方も人格、見識ともに優れた方で、社会教育委員として適任です。</p> <p>なお、委嘱日については、令和5年4月1日、任期については、令和7年3月31日までとなります。</p>
採決	可決

・議案第6号 高石市公民館運営審議会委員の委嘱について

次長兼 社会教育課長	<p>議案第6号、「高石市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明します。</p> <p>本議案は、社会教育法第30条第1項及び高石市立公民館条例第7条の規定に基づき、任期満了に伴い、13ページの委嘱者名簿のとおり、委嘱をお願いします。いずれの方も人格、見識ともに優れた方で、公民館運営審議会委員として適任です。</p> <p>なお、委嘱日については、令和5年4月1日、任期については、令和7年3月31日までとなります。</p>
採決	可決

・報告第1号 令和4年度第2回社会教育委員会議の報告について

次長兼 社会教育課長	<p>報告第1号、「令和4年度第2回社会教育委員会議の報告について」説明します。</p> <p>令和5年1月25日に当会議を開催しました。</p> <p>案件としては、令和5年1月25日に大阪教育大学附属高等学校平野校舎進路研究部部長 松田雅彦氏を講師としてお招きし、部活動の地域移行について研修会を実施しました。</p> <p>主な内容については、15ページに記載のとおりで、部活動の地域移行のメリット、地域移行の課題、松田先生の取組の説明をいただきました。</p>
西中委員	<p>高石市、今、特に中学校はハンドボールとか、テニスが非常に全国的なレベルでいつも感心していますが、指導に当たる部活動の先生方もかなりの労力、これは非常に大きいものではないかと思えます。簡単に全国レベルへ高めるといえるのは、特に私学よりも公立でこれだけのレベルに高めるといえるのは、大変な労力が要るのではないかと思えます。今、文科省は特に働き方改革等と言われていますが、本市の場合を考えて、すごくレベルは高いんですが、それに費やす先生方の労力というようなことを考えると、やっぱり地域社会で応分の負担ということが考えられるんですが、何かこの研修会で参考になるようなこ</p>

	とを話されたのですか。
次長兼 社会教育課長	<p>この部活動の地域移行のメリットとしましては、ここにも記載のあるとおり、学校の先生の負担軽減になること、それから、地域でこれも人材発掘が問題になってきますが、専門的な指導者に教えてもらえること等です。</p> <p>本市においても、こういった取組ができるかということを検討しているところですが、現在、スポーツ少年団というのが高石市ではかなり充実しており、小学生がメインな団体ではありますけれども、中学生も受け入れている団もありますので、それが一定の受皿になろうか考えています。</p> <p>また、これについて地域移行するときの問題点としては、何かあったときどうするのかとか、費用負担をどうするのかとか、指導の在り方です。学校の部活動と地域の指導者の方との指導方針のずれはどうするのかとか、いろいろ現実を見ていきますと、様々な課題がありますので、これは時間をじっくりかけて進めていく必要があると考えています。</p>
西中委員	地域の受入先は、法人化が必須であると書いていますが、法人化するんですか。
次長兼 社会教育課長	法人化については、国のほうでも地域に応じていろんなパターンがあると言っていますけれども、この松田先生に関して言いますと、何かあった場合の対応は、やっぱり個人でやるよりも、法人化して組織でやったほうがメリットが大きいのではないかと、経験上、おっしゃっていました。必ず法人化しなければならないものではないと思いますが、これも併せて検討課題と考えています。
西中委員	例えばテニスとか、ハンドボールとか、単一のスポーツではなくて、幾つかのスポーツをまとめて市のほうで、受皿になるような地域のそういう法人化した組織を作って、そこでお金を出して講師派遣をしていくということになるんですか。
次長兼 社会教育課長	その件についても、子供のときは、野球だけとか、サッカーだけとかじゃなくて、いろんな種目をやった上で自分に適したスポーツをやっていくというのが一番いいんじゃないかというのを松田先生の研修会でおっしゃっていました。そういう環境をつくるというのは重要であると思いますが、高石市で具体的にどういった組織をつくるのかというのは、これも先ほど申しましたとおり、今後の検討課題ということで、今のところ、まだ協議中ということです。
西村委員	まだこれと決まったものがないと思うんですが、土日にやる活動なのか、平日の放課後も学校で部活動をするというのものもあると思いますけれども、今、部活動の地域移行というのは、その両方を移行することなんですか。
次長兼 社会教育課長	国から言っているのは、取りあえずは土日からで、平日は今後ということなんですが、これもいろいろ課題があって、平日の指導者と土日の指導者が違う場合、指導方針というか、教え方も変わるということも考えられるので、これについてももう少し検討を進めていく必要があるかなと考えています。
西村委員	分かりました。
西中委員	中学校は教育課程の中に部活動の時間があります。そういう中で、それだけではとても強くなれないから、放課後あるいは土日というようなことになるわけですね。強くしたいとなると、どうしても今ちょっと矛盾しているのは、いろんな種目、いろんなものを多様な機会を子供たちに与えたいということはいくぶん分かるんですが、そうやってき

	<p>たら、レベル的にそんなに突出したものにはならないと思います。</p> <p>ただ、頑張って全国レベルあるいは府下レベルとなってくると、なかなかそれでは勝てないということです。そうなってくると、やっぱり土日を使って先生方が出られたり、あるいは放課後遅くまでやられるということが一番問題になっているわけです。その辺、高石市の場合は、あまり問題にはなっていないんですか。非常に立派な成績を収めておられるのでありがたいんですけども、どんな実態ですか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>各中学校において、非常に優秀な成績を収める部活動も本市にはあります。その部活動を行う前提なんですが、各学校で部活動のガイドラインを定めています。それに沿って、各学校は部活動を実施しています。例えば、試合の前とかはさておき、平素の活動の際は、土日はどちらか1日は休日にしましょうとか、平日でもどこか1日は休日とか、そんなガイドラインで行っています。ただ、やはり試合前になると、本当に教職員の努力というか、奉仕の精神あふれるところでやっていただいているのが事実です。先ほどからご指摘いただいているように、なかなかそれを全て担える人材というのが果たしているのかというと、難しいところです。</p> <p>先ほど話にありましたように、今回の部活動の地域移行というのは、まず休日をとということですが、手伝っていただける、もしくは見ていただける人材の方によっては、平日だけでもやっぱりありがたいですし、土日も見ていただけたらなおありがたい。それがもし教職員が完全にいない状態でお任せできる方というのは、なかなか難しいと思いますので、最初は教職員と一緒にやっていただく形で、その人材の方を広く探して、その中でできる形をとということ。先ほどから何度も話が出ています法人化というの、そういった方がたくさん見つかって、誰かが音頭を取っていただけるような、行政がするかどうかは分からないですけども、法人化ができる土台を整えよという話ですので、まだそこに至るには少々時間がかかるかなと思います。</p> <p>ただ、今回、先ほどから委員にご心配いただいていますように教職員の働き方改革というふうに、ブラックな職業だと言われて久しいので、それに対するものですから、何とかそこを、休日になるのか、平日になるのかとか、法人化になるのかとか、まずは人材確保になるのかとか、様々なことを模索しながら、教職員の負担軽減というのを見据え、しっかり進めていきたいというのが現状です</p>
西中委員	<p>それから、最初に挙げた労力の問題と費用の問題です。強くなり全国大会ということになり他府県に出ていく場合の先生方の旅費とか、あるいは日当なんかは、子供たちはもちろん、保護者が出すのは当然だと思いますが、これは学校のPTAか何かで負担なさっているのですか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>全国大会の参加については、本教育委員会内にも補助制度がありますので、際限なくというわけではなく上限はありますが、宿泊費や交通費等についても補助をしているところです。</p>
吉村委員	<p>現場の先生方の声としては、おおむねこの方針というのは、歓迎ムードなんですか。それとも、教育の一環を外へ出すのはけしからんというような先生もいるのか、その辺の現場の声をちょっと教えてください。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>本当に人によりけりというところかなと思います。</p> <p>ただ、どれほど一生懸命やっておられる先生方がおられても、今はなかなかそこまでいかないかもしれませんけれども、かつては家庭を壊すほどまでやっておられたような先生もいました。これは、本人の</p>

	進んでやるという気概とかもひっくるめて、いずれの方に対してもメリットのあるような対応をしていかなければならないと思います。
木寄教育長	<p>この部活動については、最近開催されましたか、議会のほうでもいろいろご質疑をいただきました。今、委員からお尋ねがあって、事務局のほうでも一応ご答弁させていただいて、そもそもの出発点は教員の働き方改革というところからスタートしているということで、佐藤次長のほうからも、その人材の確保というのが非常に難しいというような説明がありました。</p> <p>もう一つ、私のほうが付け加えさせていただくのは、やっぱり一番考えなくてはいけないのが子どもなんです。実際にクラブ活動をするのは子供がするわけですから、今までのように学校の中で、教員と生徒という関係でずっと指導をしていただいていたその状態が最初、土日になった場合、平日は教員と生徒、土日は地域の指導者と生徒という関係になるわけですから、指導方法のマッチングというお話もありましたけれども、子どもたちが一番、子どもたちの信頼関係、この先生に教えていただいて本当によかったと思えるような人材発掘、指導方法をしていただける地域の方を見つけるということが一番大事なかなと思っています。保護者の方の考えもあると思いますので、子ども、その保護者の方の声も大事にしながら、部活動の地域移行というのは進めていくべきだとは思いますが、慎重に進めていきたいと思っています。</p> <p>議会のほうでもそういう質問もありましたので、私のほうからも一定そういうふうな答弁をしました。</p> <p>いずれにしても、全ての面で焦ることなく、慎重に一步一步進めていきたいと思っています。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>それでは、ないようですので、報告第1号については、報告があったものとして処理します。</p>

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、17ページ記載の社会教育課12件、こども家庭課1件の報告をするものです。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和5年2月15日から令和5年3月14日までの当委員会関係諸行事について説明。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。